

## F A X 送信案内

平成24年4月20日

大洋リアルエステート株式会社

代表取締役

堀内 正雄 殿

( Fax 06-6226-0671 )

中央区銀座6-13-16銀座ウォールビル9階

TEL03(5565)1830(代) FAX03(5565)1870

橋元綜合法律事務所

鹿島建設株式会社代理人

弁護士 藤原 浩



同 芳賀 成之



《件 名》 大阪地裁平成23年(メ)第501号  
三菱地所－貴社、鹿島  
法律関係調整調停事件

《枚 数》 1 枚 (送信表を含む)

《通信欄》 (  電話を致します  電話を下さい  連絡は不要です )

- ・ 早速のご返事をいただき、ありがとうございました。4月下旬から5月上旬にかけて海外への長期出張のため面談できないとのこと、了解いたしました。
- ・ 標記の調停事件については、5月29日に次回期日が指定されております。しかしながら、貴社と三菱地所との協議はほとんど進展しておらず、次回期日には調停は不調で終了する可能性が高いと思われまます。これまで鹿島としては、貴社と三菱地所との話し合いを通じて、調停手続の中で何らかの解決策が提示されることを期待しておりましたが、残念ながら、その点も極めて厳しい状況にあります。
- ・ これまで鹿島としては、本件問題の処理について、貴社と直接意見交換をする機会がありませんでした。このまま調停事件が不調で終了してしまうと、話し合いの場から三菱地所が抜けてしまい、貴社の敷地に建築され、貴社が所有権の取得を主張されている御堂筋フロントタワーをめぐり、約40億円の工事

代金の未払を理由としてこれを占有している鹿島と貴社との問題が残されることとなります。

・鹿島としては、御堂筋フロントタワーをめぐる問題が早期に解決されることを切望していましたが、現時点では、紛争が長期化することも覚悟しなければならない厳しい状況となっているようです。

・このようなことから、鹿島代理人である当職としては、閉塞状況を打破するためにも、次回の調停期日前の段階で、御堂筋フロントタワーの問題につき、一度、貴社と率直な意見交換の機会を持つべきではないかと考えた次第であります。貴社は、当職に対するご返事のFAXにおいて、「当社は貴事務所のクライアントとは直接関係がなく」と記載されておりますが、貴社と鹿島との関係においても、協議して解決すべき問題は少なからず残されているものと考えております。

・堀内社長殿におかれてはご多忙のことと存じますが、次回の調停期日の前に、是非とも、当職との間で意見交換の場を設けていただくようお願いいたします。5月中旬以降で構いませんので、何卒、面談の機会を設けていただくようご検討下さい。

・最後に、このような不躰な書面を送付することになったことをお詫びいたします。

以上